

天草家保通信

熊本県天草家畜保健衛生所

TEL 0969-22-3668 FAX 0969-24-4393

HP)

<http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/index.htm>

E-mail) amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」 始まりました。(H19.11月1日～H20.2月29日)

熊本県では、高病原性インフルエンザの発生が最も危惧される平成19年11月から平成20年2月までの4ヶ月間を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と位置づけ、県内における本病の発生予防および早期発見に万全を期するための取り組みを強化します。



(防疫対策期間横断幕が張られた本所 11月19日撮影)

天草家保の取り組み

天草家保でも期間中、高病原性鳥インフルエンザモニタリング検査の戸数、羽数の増数。鶏100羽以上飼養農場、全戸への立入検査、聞き取り調査を実施、渡り鳥など野鳥の検査を行います。

高病原性鳥インフルエンザ防疫演習

平成19年12月6日(木)、天草家畜市場にて高病原性鳥インフルエンザ防疫対策演習が開催されます。家畜保健所、地域振興局、市役所、町役場、警察署、養鶏農家などの関係者が集まり、発生時を想定した、車両消毒や防疫作業の実演、防疫体制の説明、確認等が行われます。

高病原性鳥インフルエンザについて



肉冠・肉垂の充出血、壊死顔面の腫脹

インフルエンザウイルス感染による全ての鳥類が感染し、特に鶏、七面鳥などに高い死亡率を示します。トサカの出血、顔の腫れ、足の出血などが見られ、急性の死亡例では、これらの病状が認められないこともあります。鳥から鳥への直接感染、または水、排泄物、小動物を介しても感染します。

本病は法定伝染病に指定され、発生すると畜産業へ大きな経済的被害を与えます。また、新型インフルエンザウイルスへ変異した場合は人への健康被害についても懸念されています。

鶏を飼養されておられる皆様へ

野鳥、野生動物の侵入防止の徹底

(渡り鳥などの野鳥、ネズミなどの野生動物からの感染が指摘されています。鶏舎や農場周囲に網やネットを設置してください。)

鶏舎及び、周辺の消毒

(鶏舎周辺や農場敷地周辺へ定期的に2m幅で消石灰を散布してください。ネズミ避けの効果も得られます。)

踏込消毒槽の設置

(農場及び鶏舎の出入り口に消毒槽を設置して、出入り時の靴消毒を徹底してください。)

健康観察の徹底及び異常確認時の早期通報

(早期の対応は被害の拡大を防ぎます。原因が分からないまま、鳥が連続して死んでいるなどの異常を発見した場合は、家畜保健衛生所、または市役所、役場へ連絡してください。)